○浜野内閣府事務次官 内閣府事務次官の浜野でございます。

皆様、本日は大変御多用中のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。 ただいまから「第30次地方制度調査会」の第1回総会を開催いたします。

地方制度調査会は、地方制度調査会設置法第2条に基づき内閣府に設置される調査会で ございます。その所掌事務は、内閣総理大臣の諮問に応じ、地方制度に関する重要事項を 調査審議することであると定められております。この規定を受けまして、地方制度調査会 の組織等必要な事項が定められております。

委員の御紹介でございますが、略式ながらお手元の名簿をもって紹介に代えさせていた だきます。

それでは、会長及び副会長の互選をお願いしたいと存じます。

議事を進行いたします都合上、仮議長を決めさせていただき、仮議長のもとで会長及び 副会長の互選を進めるのがよろしいのではないかと思いますので、便宜、私から仮議長を 御指名したいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○浜野内閣府事務次官 それでは、全国町村会長の藤原委員に仮議長にお願いすることと いたします。藤原委員、よろしくお願いいたします。

(藤原委員、仮議長席へ移動)

○藤原仮議長 全国町村会長の藤原でございます。

御指名がございましたので、会長、副会長の互選までの間、仮議長を務めさせていただきます。

ただいまから、会長及び副会長の互選をお願いいたします。

会長、副会長について御意見がありましたら、お願いをいたします。

どうぞ、滝委員。

○滝委員 衆議院の滝実でございます。

僭越でございますけれども、発言をさせていただきたいと存じます。

会長には、東京市政調査会理事長の西尾委員にお願いをしたらどうかと存じます。また、 副会長には、三菱東京 UFJ 銀行取締役会長の畔柳委員にお願いしたらどうかと存じており ますので、よろしくお願いいたします。

○藤原仮議長 ありがとうございます。

他に御意見等ございませんか。よろしいでしょうか。

ただいま滝委員から、会長には西尾委員、副会長に畔柳委員を推薦する旨の御意見がございました。いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○藤原仮議長 ありがとうございます。

それでは、異議がないようでございますので、委員の互選によりまして、会長には西尾 委員、副会長には畔柳委員に、それぞれ御就任をいただくことに決定いたしました。 これから、西尾会長、畔柳副会長にごあいさつをお願いしたいと存じます。それでは、議事進行を新会長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

(西尾委員、会長席へ移動)

(畔柳委員、副会長席へ移動)

(報道関係者入室)

○西尾会長 ただいま「第30次地方制度調査会」の会長に御推挙いただきました、東京 市政調査会の西尾勝でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私も、1995年に設置された地方分権推進委員会、そしてまた、その後に改めて設置されました地方分権改革推進委員会、ともに関わってまいりまして、地方分権改革に十数年関わり続けていることになります。

これまでの地方分権改革は、国と自治体の関係、国の法令による自治体の仕事に対するさまざまな義務付けであるとか、行政上のさまざまな関与について、これらをできるだけ少なくする、軽くするということが主たる主題になって改革が続けられてまいりましたけれども、このような形で自治体の自律性、自主性と言いますか、自由度が高まってくればくるほど、自治体の責任というのは重くなっていくわけであります。

国民から信頼を得た自治体でなければならないということになるわけでありますが、地域住民と代表機関である首長と地方議会の関係が今のままでいいのかとか、あるいは、2つの代表機関である首長と地方議会の相互関係というのが、これまでの姿で果たしていいのかといったようなことがだんだん大きな問題になってきているわけであります。

そういう意味では、分権改革も徐々に徐々に進行してきた結果、そういう自治体の在り方という内部問題の方が大きな課題として浮上してきたということでありまして、これまでは地方分権改革の特設機関が設けられてきましたけれども、それはそれとして、これからも続くのでありましょうが、この地方制度調査会という場が地方分権改革にとって1つの大きな重要な審議機関になってきたのではないかと思っております。

今回、これから内閣総理大臣の方から、今次の調査会に対する諮問事項をお示しになられると思いますので、皆様の御協力を得ながら、この諮問につきまして十分審議を尽くして答申をまとめていきたいと思いますので、御協力お願い申し上げます。どうぞよろしくお願いします。(拍手)

〇畔柳副会長 ただいま副会長に御推挙いただきました、三菱東京 UFJ 銀行の畔柳でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私といたしましては、今回の第 30 次の地方制度調査会の審議を通じまして、地方制度 が住民あるいは国民にとりまして、より身近に、そして、より豊かな生活あるいはより地 域の活性化を実感できるような制度の在り方を審議できればと思っております。

会長を補佐しながら、副会長の務めを果たしていきたいと思っておりますので、どうぞ 皆様の御協力をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

○西尾会長 それでは、間もなく菅総理大臣がこの場にお見えになると思いますので、し

ばらくお待ちいただきたいと存じます。

(菅総理大臣入室)

- ○西尾会長 それでは、菅内閣総理大臣がお着きになりましたので、菅内閣総理大臣から、 当調査会に対する諮問文の手交をお願い申し上げたいと思います。
- ○菅総理大臣

地方制度調査会会長殿

内閣総理大臣 菅 直人

地方制度調査会設置法(昭和27年法律第310号)第2条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

諮問

住民の意向をより一層地方公共団体の運営に反映できるようにする見地からの議会のあり方を始めとする住民自治のあり方、我が国の社会経済、地域社会などの変容に対応した大都市制度のあり方及び東日本大震災を踏まえた基礎自治体の担うべき役割や行政体制のあり方などについて、地方自治の一層の推進を図る観点から、調査審議を求める。

(「諮問文」手交)

- ○西尾会長 どうぞ、ごあいさつをお願いします。
- ○菅総理大臣 「第 30 次地方制度調査会」に委員として参加をいただきまして、ありが とうございます。

諮問事項は今、読み上げまして、事前に私も読んだんですが、少し一文としては長過ぎるのですけれども、趣旨はそれぞれ御理解をいただけると思っております。

この地方制度調査会は私が言うまでもなく、ある意味では大変歴史もあるし、重要性も大変重い調査会であります。そして、時代ごとに新たな課題が生まれてきている、このようにも思っております。

特に今年発生しました東日本大震災を経験する中で、改めてこうした震災の発生時における地方公共団体の果たすべき役割、つまりは市町村という基礎自治体あるいは都道府県という広域自治体の果たす役割が改めて再認識をされた、このように私自身も感じております。

そして、地域主権改革への思い、この改革の断行は震災前から我が国が国の形を変えていくという意味でやらなければならない重大な課題だと認識をいたしております。地域のことは地域に住む住民が責任を持って決めるということで、活気に満ちた地域社会をつくっていくことのために、皆さん方の一層の御議論、提案をお願いいたしたいと思います。

是非、西尾会長の下、活発な議論と具体的な提言を出して、実りある調査会となるよう

心からお願い申し上げて、私のあいさつとさせていただきます。どうかよろしくお願いします。

○西尾会長 どうもありがとうございました。

総理は公務御多忙のためここで御退席になられます。お忙しいところ、どうもありがと うございました。

(菅総理大臣退室)

(報道関係者退室)

- ○西尾会長 それでは、続きまして片山総務大臣からごあいさつをお願いしたいと存じま す。どうぞよろしくお願いします。
- ○片山総務大臣 総務大臣の片山でございます。どうかよろしくお願いいたします。

私も29次、前回の地方制度調査会では委員の1人として参画をさせていただいておりまして、副会長を務めておりました。このたびは、また新しい立場でお願いを皆さん方にすることになりましたので、どうかよろしくお願い申し上げます。

今回の30次の地方制度調査会の委員の皆様方に御審議いただくことにつきましては、 先ほど菅総理から諮問があり、かつ、ごあいさつもありまして、それに尽きるわけであり ますけれども、少し付言をさせていただきたいと思います。

1つは、今回の諮問事項は、一文が長いと先ほどおっしゃっておられましたけれども、 一文が長いのは内容も多いからでありまして、いささか盛りだくさんになっております。 その中で急を要しますのは、地方自治法の改正に関する部分で、なかんずく例えば住民自 治の強化に関する部分であります。

これまで総務省の中で地方行財政検討会議というものを省内に検討の場を設けまして、 そこで住民自治に関する分野の論点、例えば住民投票の在り方でありますとか、直接請求 の在り方でありますとか、こういう点についてはかなり議論をしていただきまして、論点 の整理をしていただいております。

これを改めて、総務省内の検討の場ではなくて、政府全体の総理の諮問機関である地方制度調査会で改めて検討をしていただきたい。順序でいいますと、これをまず第一にやっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それから、2つ目は、これも総理から先ほどお話がありましたけれども、今次の本当に大震災を経まして、復旧・復興に今、当たっております。全力を尽くしておりますが、その中で私の方から、復旧・復興の主体であります自治体を見た場合に、これまでの地方自治の体系というのは平時を前提にした体系になっておりまして、今回のように本当に役場機能が喪失する、地域の拠点が本当に機能しなくなるようなことが一時ありましたけれども、そういう事態にあって市町村の在り方、県の役割、県や市町村と国との関係の在り方、こういうことについて少し点検を加えて、必要なことは制度の中に盛り込むべきではないかと痛切に感じておりまして、その点につきましても御検討、御議論をいただければと思っております。

最後になりますが、3つ目でありますけれども、いささか私見を交えて申し上げたいと 思いますが、私もこの地方自治の分野に長年携わっておりまして、地方制度の改正を議論 する際に幾つかの視点があると思っております。

1つは、地方自治というのは国の統治構造の重要な部分を形成するわけでありますから、 中央政府といいますか、国会といいますか、そういう国家として地方自治制度がどう在る べきかということは、非常に重要な論点、視点であります。

そういう中で国と地方との役割分担とか権限の移譲をどうするかとか、そういうことが 論じられるということが1つあります。

それから、地方自治を担っておられる皆さん方、今日もお見えでありますけれども、首長の皆さん、議会の皆さん、地方自治の当事者の皆さん方が現在の制度をどうとらまえておられて、これをどう改善することによって地方自治の運営がスムーズになるかということ、問題の解決に資するか、こういう視点も非常に重要だろうと思っております。

3つ目は、ひっきょう、地方自治制度の制度はだれのためにあるかといいますと、やはり住民、国民の皆様のためにあるわけでありまして、国民、住民の皆様にとって地域の環境を地方自治という制度を通じて、コンフォータブルに整えていく、より便宜を増すということ、これが地方自治の本来の使命だと思います。

だとすれば、この地方自治制度を論ずる場合に、住民の皆さんから見た、国民の皆さんから見た視点というのが大変重要になってくるだろうと思います。それが先ほど来申し上げております住民自治の充実強化という論点につながるわけであります。

今回は、こんな私の思いも込めまして、委員の人選もこれまでとは少し異なって、住民の皆さんにより近いポジションにおられる方を、総理にお願いをして任命をしていただきました。是非、多様な経験も含めて、国家からの視点、自治を担っている皆さん方の視点、更に住民の皆さんの視点というものを加えて、御議論をいただければと思っております。

盛りだくさんの諮問事項でございますけれども、どうか精力的に御審議をいただきまして、よき結論をいただけますように私からもお願いを申し上げまして、あいさつにさせていただきます。本日は、ありがとうございます。

○西尾会長 どうもありがとうございました。

先ほど内閣総理大臣から今次の調査会に対しまして諮問がございましたので、今後の審議の進め方についてお諮りをいたします。

従前から、この地方制度調査会では、専門小委員会を設置して専門的に議論を行い、ある程度審議が進みますと、その段階で総会に御報告いただき、御意見を承って、また審議するというやり方をしてまいりました。今回もそうした専門小委員会を設置することにしてはどうかと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西尾会長 それでは、御異議がないようでございますので、専門小委員会を設置して今 後の審議を進めることといたします。 続きまして、審議事項に関してでございます。

先ほど片山総務大臣から、昨年の地方財行政検討会議における議論を踏まえた地方自治 法の改正法案について、御発言がございました。私自身もこの会議の議論には参加してお り、法案の内容については、地方公共団体にとって重要な事項が数多く盛り込まれている ものと承知しております。

したがいまして、審議に当たっては、まず、この法案に関する事項について審議することとして、その後、議会や大都市、基礎自治体の在り方等々について審議を進めていってはどうかと思いますが、このような順序でよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西尾会長 御異議がないと思いますので、続けさせていただきますが、また、専門小委員会のメンバーにつきましては、前例によりまして会長から指名させていただきたいと思いますけれども、それでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西尾会長 それでは、御異議がないようでございますので、大変僭越でございますけれ ども、私から指名させていただきます。

まず、専門小委員会の委員になっていただく方は、前例によりましてお手元の委員名簿の学識経験者の委員 18名の方々とさせていただきます。お忙しいことと存じますけれども、この方々は常時御出席賜りますようよろしくお願い申し上げます。

なお、ただいま申し上げました学識経験者以外の委員の皆様におかれましても、案件に 応じて御出席いただくことがございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

また、専門小委員会の委員長につきましては、これも前例によりまして会長から指名することになっておりますので、そのようにさせていただきたいと思います。

専門小委員会の委員長には、碓井光明委員を指名させていただきます。碓井委員におかれましては、本日は御欠席でございますので、後日、委員長に御就任いただくことをお伝えしたいと思います。

なお、今回特別の事項を調査審議するため、林文子委員と中尾修委員の2名に臨時委員 が任命発令されておりまして、特定事項に関する専門小委員会の審議のときに御出席いた だくこととしております。どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、運営委員会の設置についてお諮りしたいと存じます。

従来の慣例によりますと、本調査会総会の運営につきまして種々御相談を願う機関として、運営委員会を設置することになっておりますので、このたびもそのようにさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西尾会長 それでは、この点についても御異議がないようでございますので、運営委員 会を設置することといたします。

また、運営委員会のメンバーにつきましては、前例によりまして私から指名させていた

だくことにしてよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西尾会長 御異議がないようでございますので、僭越ながら私から指名させていただきます。

畔柳信雄委員、林宜嗣委員、岩崎美紀子委員、斎藤誠委員、石井正弘委員、森民夫委員、 藤原忠彦委員、以上7名の方々にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたし ます。

なお、石井正弘委員におかれましては、本日欠席されておられますので、後日、運営委員に御就任いただくことをお伝えしたいと思います。

なお、従来からの例によりまして、運営委員会の委員長には副会長の畔柳信雄委員にお 願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○西尾会長 どうもありがとうございます。

それでは、畔柳委員にお願いしたいと存じます。

調査会の運営についての審議につきましては、以上でございます。

今回は初めての総会ではありますけれども、総務大臣も御同席になっておられますので、 引き続き、地方自治制度全般について、委員の皆様との意見交換を行いたいと存じます。

なお、総理からの諮問事項につきましては、諮問案として、配付資料としてお配りして おりますので、資料を御確認ください。

また、総務省において検討しております「地方自治法の一部を改正する法律案(概要)」 についての資料も御確認いただければと思います。なお、法律案の概要につきましては、 事務局から説明をお願いいたします。

○自治行政局長 総務省の自治行政局長でございますが、配付資料によりまして、説明を させていただきたいと思います。

この法案の目的あるいは背景、経緯等につきましては、片山総務大臣からのごあいさつ にあったとおりですので、早速内容について説明をさせていただきます。

最初のカテゴリーは、地方議会制度についてであります。

- (1) の地方議会の会期は国会に倣いまして、必ず定例会、臨時会の区分を設け、集中して審議を行うということにされております。
- 一方、幅広い住民の皆さんが議員として審議に参画をしていただくというためには、この区分によって集中して行うという手法ではなくて、予見可能性があるような日程で分散 して会議を開くことができるようにした方がいいのではないかという提案でございます。

地方公共団体の判断によりまして、通年の会期を設定し、そして、毎月の定例日を決め、 長などの出席義務については限定するという内容でございます。

(2) の地方議会の招集は長が行うということになっておりまして、臨時会につきましては、議長などに招集請求権があります。しかしながら、招集請求があっても長が議会を

招集しない、つまり、議会が開かれないという事態が起きたことにかんがみまして、一定 の場合には議長が臨時会を招集することができるようにするものであります。

そのほか、委員会に関する法律の規定を簡素化して、条例委任する範囲を拡大しようと するものであります。

2番目に、ともに住民から選挙で選ばれております議員から構成される議会と長との関係です。両者の意見は異なることがあり得ますので、そのための調整方法が幾つか設けられております。

(1) の再議は言わば議会の議決に対する長の拒否権でありまして、現在、一般再議の 対象は条例と予算に限定されております。

これをほかの議決事件にも拡大をいたしまして、長から議会の議決に対して再考を促し、 熟議による審議の活性化を図ろうというものであります。

(2) の専決処分は、議決が得られない場合に、一定の場合に長が議会の権限に属する 事項を議会に代わって行うという制度でありまして、幅広く運用されています。これはや むを得ない面もありますけれども、中には必ずしも制度の趣旨にそぐわないような運用も 行われておりますし、また、もともと議会の権限に属する事柄でありますので、今回の改 正案では副知事及び副市長村長の選任を対象から除外するということと、専決処分につい て議会が不承認とされたときには、長は条例改正案の提出、補正予算の提出など必要な措 置を講じなければならないこととするものであります。

次のページの(3)でありますが、議会が条例を議決しても公布しないといった事態も 起きましたので、長に公布義務を課することとしております。

3番目の直接請求制度は国にはない制度でありまして、代表民主制を補完するものとして、住民が直接自らの意思を表明する仕組みとして用意されております。議会の解散、または首長などの解職、いわゆるリコールにつきましては、最終的には住民投票によって決せられるわけでありますが、乱用を防止する見地から、必要な署名数の要件などが決められております。

都道府県、指定都市におきましては、これまで1件しかこの署名要件を満たす事例が見られないということで、この必要な署名要件数を緩和しようというものであります。

2つ目に、条例制定・改廃請求の対象から、これは昭和 23 年の改正で限定されたわけですが、現在は地方税の賦課徴収が除かれております。この除外規定を削除いたしまして、地方税の賦課徴収などについても請求対象にしようというものであります。

4番目は、住民投票制度です。

地方公共団体の意思は、議会または長が決定するということになっていまして、住民投票で事柄を決定する、いわゆる拘束的住民投票制度は、憲法または法律が許す場合にのみ存在しております。

今回の改正案では、大規模な公の施設、これは通常借金、いわゆる起債で賄われること が多いわけでありますが、この公の施設の設置について条例で定めるところにより、つま り、地方公共団体の判断によって住民投票で決することができるようにしようというもの であります。

5番目は、違法確認訴訟制度です。

地方公共団体の行為または不作為が違法状態となることがあるわけでありますが、この場合には国などが是正の要求をすることができます。この場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じないで、または定められた係争処理手続を使わない場合には、違法状態は継続し、問題の解決につながらないといった事態が起きております。

このような事態が生じますのは、法律の解釈に関する国と地方公共団体の解釈に違いが あるということですので、違法確認訴訟制度を創設いたしまして、司法的手続によって解 決しようというものであります。

そのほか一部事務組合、広域連合等について、所要の改正をいたします。

これらの改正のうち3の直接請求制度、4の住民投票制度を中心に、地方6団体から慎重な対応を求める意見が出されたことなどを踏まえまして、この法案は国会に提出されないで今日に至っているというのが、これまでの状況でございます。

私からの説明は以上でございます。

○西尾会長 どうもありがとうございました。

先ほど片山総務大臣の方から、まずこのことから審議を始めてほしいという御希望のありました、この地方自治法の一部を改正する法律案の概要について、ただいま御説明を受けましたけれども、ここにはこれを審議した地方行財政検討会議のメンバーであった方々もおられますが、そうでなかった新しい委員の方々もかなりの数いらっしゃいます。

したがって、この件についての質問から始めていただいても結構ですけれども、せっかく総務大臣が御同席してくださっておられますので、御質問、意見の発表は、地方自治制度全般にわたって結構でございます。どうぞ御自由に、どなたからでも御発言いただきたいと思います。

森会長からどうぞ。

○森委員 長岡市長の森でございます。

先ほど、災害のお話もありまして、長岡市では7年前の中越地震を経験したこともありまして、大変この問題には深い関心を持っておりますが、住民自治といったときに私が一番最初に大切だと思うのは、この地方自治法の改正に盛り込まれている以外のこと、つまり、団体自治と住民自治というのがあって、その2つが協働する中で、よりよい地域社会がつくられるという概念からすると、今回の法律案というのは主として団体自治と住民との関わりについては述べてありますけれども、民主党政権がおっしゃっておられる「新しい公共」とも同じ概念でありますが、本来団体自治とは別の住民自らのコミュニティ組織、あるいは NPO 団体、町内会、区長会という団体自治とは別の住民自治があって、それと団体自治とがどう共存していくかということが私は今、一番、災害を経験した市長として興味を持っておりますし、大事なことだという認識がございます。

したがいまして、この諮問に反対を唱えるものではありませんが、少し範囲が狭過ぎやしないか。つまり、団体自治における住民参加の在り方を問うことだけではなくて、NPO 団体やコミュニティ団体等と行政、つまり、団体自治との調和、協働ということもテーマにすべきではないか。それが今、一番求められていることではないかということで申し上げます。

以上でございます。

- ○西尾会長 どうぞ、中川委員。
- ○中川委員 衆議院の中川ですが、せっかくの機会でありますので、少しお話をさせても らいたいと思います。

地方自治法の一部改正について、おおむね私もこの方向で賛成といいますか、いいんだろうと思うのですけれども、もう一つ、基本的な部分でこれに付加して議論を是非していただきたい。それは、地方議会制度と、議会と長との関係をここで取り上げていますけれども、もう一つ、根本的に大事なのは国の立法権、いわゆる国会と地方議会、この関係の議論というのが本筋であるべきなのではないかと思います。

そこの部分が欠落しているために、中身がどちらかというとロジスティックな話に偏っているのではないかなと思います。例えばそれはどういうことかというと、法律の中の政省令です。政省令と条例との関係を私は整理する必要があるんだろうと思う。

逆に国の方が法律をつくるときに、それを政省令でまとめるのではなくて、条例化する その中身、あんこの部分を地方の議会に振っていく。そのことによって、本来の地方自治 体の議会の立法権というのがしっかり広がってくるということでありまして、過去の法律 をずっと見ていると、政省令にせずに条例でやったらもっと中身のある、その地域にふさ わしい基準が生まれてくるということですから、法律をつくるときに、例えばここは政省 令でつくるというのではなくて、ここは条例でそれぞれが定めていくというつくり方もで きるわけですから、そういう意味で国の立法のプロセスというか、国の法律のつくり方自 体の議論も含めて一度広げていただきたいなということ。

それから、もう一つ言えば、住民投票。いろいろ議論があったようでありますが、本来はこれも国と地方、しっかりと権限を整理すべきだと思います。国がやっていくのは、国民投票だと思うんです。これについて我々は整理しなければいけない。

住民投票については、住民自治との兼ね合わせの中で間接民主主義を前提にした憲法と の折り合わせでどうやっていくかというのは、本来はそれぞれの自治体がそのルールを条 例化していくということだと思うんです。

だから、何について住民投票ができるかということについても、本来は地方自治体が判断をして、その中で整理をする。あるいは法的な拘束力を持たせるのか、持たさないのかということも含めて、これはやはり地方自治体がやる。

ただ、今、問題なのはそういう条例がつくられていないんです。つくられていないから、 住民がそうした権限を行使する機会が失われているわけなので、国としてはそれを後ろか ら背中を押すような形で、条例化をそれぞれの自治体でやってくださいという程度のもので、国が関与していくというのはそれでいいのではないかなと思うんです。

実は我々野党のときに、党でまとめた法律案というのがあるんです。それが実は、そういう精神でもってつくって、ぶら下がったままになっていたわけなんですが、そんなことも参考にしていただきながら、国と地方自治体の関係の整理というのを、この立法権限の中で先ほどのような具体的な例も含めてやっていくという、その視点を是非入れていただきたいと思います。

- ○西尾会長 どうもありがとうございます。
 続きまして、それでは、関谷委員からどうぞ。
- ○関谷委員 全国市議会議長会会長、下関市議会議長の関谷でございます。 私からは地方議会の立場から一言発言をさせていただきたいと思います。

皆様、御承知のとおり昨年、一部の自治体でいろいろな事例がございまして、首長が法令の規定に違反し、議会の招集を拒否するなど議会の機能を封じ込める、すなわち二元代表制を否定する異常な事態が生じました。

このことから、都道府県議会議長会、町村議会議長会と私ども市議会議長会の三議長会では、昨年の8月に議長の議会招集権に関する緊急声明を発表し、総務大臣等へ対応を要請してまいりました。

このような事態を改善するため、総務省においては本年1月に地方自治法抜本改正についての考え方をとりまとめ、今国会に現行制度の見直しを図る改正法案が提出される予定であったと承知いたしております。

私ども全国市議会議長会といたしましては、去る6月の本議長会の定期総会において、 総務省の示した考え方に基づき、臨時会の招集権や専決処分の見直しなど、議会制度に関 する事項については早急に法改正をするように全会一致で決議をし、各方面に要請させて いただいております。

私ども議会にとりましては、臨時会の招集権など、これらの問題を解決することは喫緊の課題であると考えております。したがいまして、先ほど西尾会長から今後の審議についてお話がございましたが、私が申し上げた事項につきましては迅速に法改正がされるよう他の審議項目に優先し、速やかに結論を得る方向で御議論を賜りますようにお願いいたしたく、私の意見とさせていただきたいと思います。

- ○西尾会長 どうもありがとうございました。 それでは、藤原会長、どうぞ。
- ○藤原委員 全国町村会長の藤原です。

先ほど総務大臣から、地方行財政検討会議で十分議論し、総務省にて検討してきた地方 自治法改正案について関係事項も含めて更に議論を深めていきたいということであります が、住民自治の在り方はもとより、諮問事項について、理念や学問上の関心のみにとらわ れることなく、地方の行財政運営の現実や実態を十分踏まえた議論が行われていかなけれ ばいけないと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

また、私が常々思っていることは、現行の地方自治法は規定が膨大過ぎまして、大変理解しにくいところもありますが、今回も規定を書き加えるようなところがあり、議論に水を差すつもりではありませんが、地方の自主性を尊重するということであるならば、むしろ現行の地方自治法の諸規定の見直しを行いまして、過度の規制を緩和する作業こそ必要ではないかという感もあります。

いずれにいたしましても、今後、議論に当たっては、私ども全国町村会といたしまして も、行政の現場における様々な不都合の部分、また新たに見直さなければならないところ も十分踏まえて、折々に意見を述べていきたいと思いますので、よろしくお願いをしたい と思います。

以上です。

- ○西尾会長 どうもありがとうございます。 山口委員、どうぞ。
- ○山口委員 衆議院の自民党でございますが、山口俊一でございます。

いよいよ 30 次の地制調が始まるわけですが、嫌味ではありませんので、正直実は法的 にしっかりした位置づけのある調査会、しかも、これまで数多く実績を上げてきたわけで すよ。ところが、今の政権になって事実上、凍結みたいな話で動きませんでしたが、同時 に大事な地方自治法改正について総務省の中に行財政検討会議というのをおつくりになってやってきた。

ここにきて、やはり地制調かなということになったというのは大変歓迎すべきことなんだろうと思うんですが、そこら辺の大臣の思い、それともう一つが、近々どうも内閣がお代わりになりそうなので、しっかりと同じようにちゃんとやっていただけるものだろうかということ。

もう一つが今回、今、御説明がありました地方自治法改正案でありますが、どこまで地 制調として縛られると言ったらおかしいんですけども、これを前提に議論をしていくもの なのか、必ずしもそうではないのか。そこら辺を若干整理して、お話を大臣の方からいた だければと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○西尾会長 ありがとうございます。

では、もう一方、髙橋会長からお願いいたします。

○髙橋委員 全国町村議会議長会の髙橋です。

内容には、昨今の自治体の運営上問題となった事項への対応や地方議会の運営の自由度 を拡大するといったものが含まれており、これらについては早期に答申への道筋をお示し いただきたいと存じます。

一方、直接請求や住民投票などは地方自治体の根幹に関わるものであり、地方公共団体の基本構造の在り方などを含め、十分に時間をかけて議論をしていただきたいと思います。 また、先ほどの総理の諮問にあります東日本大震災に関しても、福島県など被災都県 108 町村が災害救助法の適用となっており、その点を十分踏まえて自治の推進を図るようお願いいたします。

以上です。

○西尾会長 ありがとうございます。

もう一方ぐらいどなたか御発言ございますか。

それでは、山本会長、お願いいたします。

〇山本委員 それぞれ市議会議長会やまたは町村議会議長会からお話があったように、地 方議会制度を見直すというのは、待ったなしでありますから、どうぞ法改正というのを早 く行っていただきたい、そんなふうに思っています。

以上です。

- ○西尾会長 それでは、いろいろ御意見が出ましたけれども、特に総務大臣の御答弁を要求していらっしゃる方もいらっしゃいますので、今までの御発言を聞いて総務大臣として、 どうぞコメントをお願いいたします。
- ○片山総務大臣 皆さん、ありがとうございます。

幾つか本当になるほどと思わされる御発言をいただきまして、改めて 30 次のこれから の運営に深まりができると思います。

最初に、山口委員の方が非常に原点のようなお話がありましたので、そこから少しお話 をさせていただきたいと思います。

これまで総務省の中の検討の場でやってきたものを今回改めて地方制度調査会という法律に基づいた検討の場に移すのはどういうことかということなんですが、それは本来法律に地方制度調査会というのは位置づけられていて、そこで多様な委員の皆さんに集まっていただいて検討する。その多様な委員の皆さんの中には、学識経験の方もおられるし、国会議員の代表の方もおられるし、それから、地方6団体の首長、議会の代表の方もおられるわけで、そういう中で我が国の地方自治制度というのは幅広く検討されるべきであろうということでありまして、私もそういう考え方であります。

総務省の中の検討の場でやってきましたけれども、必ずしも法的にオーソライズされているものでもありませんし、総務省の中のことでありますから、改めて政府全体、国会議員の皆さんも含めて国全体の中で成案を得るというのが一番ふさわしい姿だろうと思います。

それから、内閣が今後どうなるのかということでありますが、いずれ内閣は早晩代わると思いますけれども、しかし、ちゃんとこの地方制度調査会の30次を立ち上げて、会長、副会長、その他の小委員会、運営委員会もきちんと構成を今日、決めていただきましたので、今日のこの諮問に基づいて是非ミッションを果たしていただきたいと思いますし、そのことは、私、担当大臣としまして、どういう形になろうと次の体制にきちんと引き継ぐこととしておりますので、御安心をいただければと思います。

自治法改正案、先ほど自治行政局長が御説明申し上げましたけれども、これに縛られる

のかということでありますが、決して、これはここまできたから、これをのんでください と言うつもりは一切ありません。

ただ、これまで総務省の枠の中ではありますけれども、論点整理をかなり密にやってきておりますので、それなりの論点は整理されていると思います。ですから、その論点について改めてそれぞれ御意見をいただいて、変えるべきものは変えたらいいと思いますし、今まで論点になかったものも、この文脈の中で、全体の中で論点として加えるべきだということがありましたら、それは柔軟に加えたらいいと思います。是非、幅広い御議論をいただければと思います。

コミュニティとか NPO の視点が欠けているのではないかということでありますが、前面には出しておりませんけれども、今回の諮問事項の1つの大きな論点は、住民の皆さんの自治体行政への参画機会をどういうふうに確保するのか、拡大するとか、これまでの手法とは違った手法を取り入れるかということが1つの大きな論点であります。

従来はどちらかと言いますと、国と自治体との関係、権限移譲でありますとか関与の是非の問題とか、そういう問題をかなりやってきたわけでありますけれども、今回どちらかというと、住民自治、住民が自治体にどう意思を反映させて、自治体の政策を形成するのか、そこに1つ論点を置きましょうということを眼目にしております。

その結果、その延長で、住民に一番近い議会の在り方とか、住民の政治参画として直接請求とか住民投票ということになっているんですけれども、当然住民の政治参画の機会というのは、そういう住民投票とか直接請求とか選挙だけではなくて、地域としてもっとより小さい単位のコミュニティ、その活動を通じて政治参画をするということも当然ありますし、地域単位ではなくて、むしろ機能的な NPO などを通じて政治参画するということもありますので、住民自治の検討の中で、森委員がおっしゃったようなことは当然含まれますので、大いに議論していただければと思います。

それから、政省令と条例との関係でありますが、これはまさに議会の権能の問題になります。議会の在り方が今回正面から諮問事項になっておりますので、その中でこれは是非、御議論いただければと思います。

併せて住民投票のお話がありまして、今は自治体に住民投票を根拠づける条例がないので、この際、自治法にそういうものを後押しするような規定を置いたらどうかということ。 実は、私もそういう考え方でありまして、住民投票を強制するまでの考えはないんです。 ただ、住民投票をこういう場合にやられてはいかがですかと慫慂するようなことはあって もいいのではないかということで、実は案に入れているんですけれども、それは御検討い ただければと思います。

実は今、多くの自治体で最近、自治基本条例というのができまして、その中に住民投票の根拠規定を置いているところが多くなっているんです。ただ、実際は何かアクセサリー型で、書いているだけで実際はやらないというのが最近も、私に身近な鳥取市でもちゃんと住民投票をやるようなことが書いてあるんですけれども、具体の問題で、市庁舎の建設

問題で住民投票をやってくれと言って、有権者の3分の1ぐらい署名を集めてもやらないというところもありまして、実態は実は住民投票というのは最近自治体レベルの条例には登場するんですが、なかなか具体化しないという現状がありまして、そういうことを背景にして、地方自治法を通じて国レベルから少し後押しをしてはどうかというのが私の考え方なんですけれども、その是非も含めて御検討いただければと思います。

自治法の簡素化の話も出まして、これも私も本当に賛成です。簡素化をするということは、国が決める部分をかなり減らすことによって、今度は自治体で決める部分が増えるということですから、それはとりもなおさず、最終的には議会が決めることが増えるわけですから、地方議会の在り方の一環だろうと思いますので、これも大いに御議論をいただければと思います。

大体、そんなことだと思います。

○西尾会長 ありがとうございました。

以上、これまで2人の国会議員の方々、いわゆる地方6団体のうちの本日、御出席の5 団体の会長さんからいろいろ御発言をいただきました。そして、それについての片山総務 大臣の御回答もいただきました。

ここでそろそろ時間が参っておりますので締めくくりをさせていただきたいと思います。 本日、出されました御意見は次回開催予定の第1回の小委員会において、更に掘り下げて 御議論いただけるよう趣旨を生かしてまいりたいと思います。

以上をもちまして、本日予定しておりました審議はすべて終了いたしました。

本日の会議は今までどおり公開で行いましたけれども、今後も総会については原則として公開することとしたいと存じます。なお、その場合、会場の都合によりまして、内閣府、総務省の記者クラブに所属する報道機関が傍聴できることとし、議事録は発言者の名前入りでホームページなどを通じて公表いたしたいと存じますが、それでよろしいでしょうか。 (「異議なし」と声あり)

○西尾会長 どうもありがとうございます。

今後の日程につきましては、改めて事務局より御案内をさせていただきますので、よろ しくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の総会を終了いたします。どうもありがとうございま した。